

日医発第 1036 号（年税 41）

平成 26 年 1 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

独立行政法人福祉医療機構の貸付利率の改定について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、貸付利率を別添のとおり変更した旨通知がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。



総企企第 0114001 号
平成 26 年 1 月 14 日

日 本 医 師 会
会 長 横 倉 義 武 様

独立行政法人福祉医療機構

理事長 長 野 洋



独立行政法人福祉医療機構貸付利率の改定について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、今般、当機構の貸付利率を別紙のとおり変更し、平成26年1月16日以降の貸
付けから適用することとしましたので通知いたします。

固定金利

独立行政法人福祉医療機構（医療貸付）貸付利率表

平成26年1月16日改定

利率欄の（ ）は、上段が償還期間20年以内の貸付利率、下段が償還期間20年超30年以内の貸付利率

施設の種類の	資 金 の 種 類		利 率	
			新	旧
病 院	新 築 資 金		〔年 1.00%〕	〔年 1.00%〕
	増 改 築 資 金	甲 種	〔年 1.40%〕	〔年 1.40%〕
		乙 種	〔年 1.50%〕	〔年 1.50%〕
	機 械 購 入 資 金 長 期 運 転 資 金 (経 営 安 定 化 資 金 を 含 む)		年 1.00%	年 1.00%
診 療 所	新 築 資 金		年 1.00%	年 1.00%
	増 改 築 資 金	甲 種	年 1.50%	年 1.50%
		乙 種	年 1.50%	年 1.50%
	機 械 購 入 資 金 長 期 運 転 資 金 (経 営 安 定 化 資 金 を 含 む)		年 1.00%	年 1.00%
介 護 老 人 保 健 施 設	新 築 資 金 及 び 増 改 築 資 金		〔年 1.10%〕	〔年 1.10%〕
	機 械 購 入 資 金 長 期 運 転 資 金 (経 営 安 定 化 資 金 を 含 む)		年 1.00%	年 1.00%
	新 築 資 金 及 び 増 改 築 資 金		年 1.10%	年 1.10%
指 定 訪 問 看 護 事 業	機 械 購 入 資 金 長 期 運 転 資 金		年 1.00%	年 1.00%
	新 築 資 金 及 び 増 改 築 資 金		年 1.10%	年 1.10%
	機 械 購 入 資 金 長 期 運 転 資 金		年 1.00%	年 1.00%
助 産 所 医 療 従 事 者 養 成 施 設	新 築 資 金 及 び 増 改 築 資 金		年 1.50%	年 1.50%
	機 械 購 入 資 金 長 期 運 転 資 金		年 1.00%	年 1.00%
	新 築 資 金 及 び 増 改 築 資 金		年 1.50%	年 1.50%

(注) 保証人不要制度を希望する場合は、利率に0.2%上乘せしめたものを貸付利率とします。

(注) 次の整備事業等に係る貸付利率については、一部優遇措置がありますのでお問合せください。

- ・災害復旧 ・津波対策としての高台移転 ・アスベスト（石綿）除去等の整備 ・国立病院又は社会保険病院等の譲受
- ・病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される介護老人保健施設の整備又は療養病床転換支援資金

(注) 建物賃借に要する資金のうち権利金に係るものについては別途お問い合わせください。

【備考】（利率の適用にあたっての詳細は、担当窓口までお問合せください）

(改定後)

(改定前)

1 耐震化整備事業

- (1) ・耐震改修を行う病院の乙種増改築資金
 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいた診療所の乙種増改築資金
- | | | |
|-----------|---|-----------|
| 〔年 1.00%〕 | ← | 〔年 1.00%〕 |
| 〔年 1.40%〕 | | 〔年 1.40%〕 |
- (2) 医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる整備に係る資金 ※1
- | | | |
|-----------|---|-----------|
| 〔年 0.50%〕 | ← | 〔年 0.50%〕 |
| 〔年 0.90%〕 | | 〔年 0.90%〕 |

- 2 ・医療施設近代化施設整備事業を行う病院の乙種増改築資金
 ・都道府県知事が認める増改築資金（減床する場合に限る。）
 ・病院の看護師宿舎及び保育施設の乙種増改築資金
 ・地域医療再生計画に基づく医療機関の施設整備に係る乙種増改築資金
 ・総合特別区域において総合特別区域計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業に係る新築資金又は増改築資金

〔年 1.00%〕	←	〔年 1.00%〕
〔年 1.40%〕		〔年 1.40%〕

- 3 介護老人保健施設における介護基盤の緊急整備のうち耐震化整備に係る優遇措置の対象となる資金 ※2

〔年 0.50%〕	←	〔年 0.50%〕
〔年 0.90%〕		〔年 0.90%〕

- 4 機械購入資金のうち、償還期間が5年を超えるもの（病院に限る。）

年 1.00%	←	年 1.00%
---------	---	---------

※1 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は、契約時における上記の表の甲種増改築資金の利率となる。

※2 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は通常の利率（上記の表の該当する欄の利率）となる。

10年経過毎金利見直し(当初10年)

独立行政法人福祉医療機構（医療貸付）貸付利率表

平成26年1月16日改定

利率欄の（ ）は、上段が償還期間20年以内の貸付利率、下段が償還期間20年超30年以内の貸付利率

施設の種類の	資金の種類		利率	
			新	旧
病院	新築資金		(年 0.70%)	(年 0.60%)
	増改築資金	甲種	(年 0.70%)	(年 0.70%)
		乙種	(年 1.20%)	(年 1.10%) (年 1.20%)
診療所	新築資金		年 0.70%	年 0.60%
	増改築資金	甲種		
		乙種	年 1.20%	年 1.10%
介護老人保健施設	新築資金及び増改築資金		(年 0.80%) (年 0.80%)	(年 0.70%) (年 0.80%)
助産所 医療従事者養成施設	新築資金及び増改築資金		年 1.20%	年 1.10%

(注) 保証人不要制度を希望する場合は、利率に0.2%上乗せしたものを貸付利率とします。

(注) 次の整備事業等に係る貸付利率については、一部優遇措置がありますのでお問合せください。

- ・災害復旧・津波対策としての高台移転・アスベスト(石綿)除去等の整備・国立病院又は社会保険病院等の譲受
- ・病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される介護老人保健施設の整備又は療養病床転換支援資金

【備考】(利率の適用にあたっての詳細は、担当窓口までお問合せください)

(改定後)

(改定前)

1 耐震化整備事業

- (1) ・耐震改修を行う病院の乙種増改築資金
 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいた診療所の乙種増改築資金
- (2) 医療施設耐震化臨時特例交付金の対象となる整備に係る資金 ※1

2 「医療施設近代化施設整備事業」を行う病院の乙種増改築資金

- ・都道府県知事が認める増改築資金(減床する場合に限る。)
- ・病院の看護師宿舎及び保育施設の乙種増改築資金
- ・地域医療再生計画に基づく医療機関の施設整備に係る乙種増改築資金
- ・総合特別区域において総合特別区域計画に基づき選定された事業実施主体が行う事業に係る新築資金又は増改築資金

3 介護老人保健施設における介護基盤の緊急整備のうち耐震化整備に係る
 優遇措置の対象となる資金 ※2

※1 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は、契約時における上記の表の甲種増改築資金の利率となる。

※2 当初5年間の適用金利であり、6年目以降は通常の利率(上記の表の該当する欄の利率)となる。